### 令和元年度第2回山形県公共調達評議委員会審議概要

**1** 開催日時: 令和2年2月12日(水)13:30~15:00

2 会 場: 県庁701会議室

3 出席者: 委員 五十嵐委員、遠藤委員、楠委員、澁谷委員、渡部委員

県・事務局 角湯県土整備部長、佐藤会計管理者など16名

4 議事

(1) 建設工事関連

- ①入札制度改善の取組状況と今後の方向性について
- ②令和元年度における主な入札契約制度改善の取組経過について
- ③ 令和 2 年度における主な入札契約制度改善の取組について
- (2) 物品・役務関連

「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の 取組について

(3) その他

#### 5 審議経過

### (1)建設工事関連

- ①入札制度改善の取組状況と今後の方向性について【資料1】
- ②令和元年度における主な入札契約制度改善の取組経過について【資料2】
- ③令和2年度における主な入札契約制度改善の取組について【資料3】

| 委員 | 令和元年度の取組状況で、「若手・女性技術者評価型」で発注さ     |
|----|-----------------------------------|
| 安  |                                   |
|    | れた業務が1件のみと少ないが、今後の見通しは。           |
| 県  | 該当するような業務を発注できていないのが現状。今後、各総合     |
|    | 支庁で目標を決めて、発注件数を増やしていきたい。          |
| 委員 | 県内業者優先指名について、土木コンサルの B レベル業務が 106 |
|    | 件程度あるうち、実施数は8件と割合で考えると少ないと思うが、    |
|    | 発注割合の数値をある程度示して発注件数を増やしていかないと     |
|    | 中々県内業者の実績も増えていかない。総合支庁に対してもう少し    |
|    | 発注件数を多く示していかないといけないのではないか。        |
| 県  | 発注件数がなかなか伸びていないのが現状。優先指名できるよう     |
|    | な業務を各総合支庁で明確にして発注するよう対応を考えていき     |
|    | たい。                               |
| 委員 | 本年度は記録的な少雪だが、除雪業務については、総合評価の加     |
|    | 点だけではなく、除雪業務を行うオペレーターの待機料等について    |
|    | 保障が必要ではないか。                       |
| 委員 | 委員の質問に加えて、除雪業務における待機料についての概要を     |
|    | 補足して御説明いただきたい。                    |
| 県  | 今年はこれまでにないような暖冬となっており、東北の他県にお     |
|    | いても雪が少なく、除雪業者にとっては死活的な問題となっている    |
|    | との認識にある。                          |
| *  |                                   |

|         | その中で山形県の枠組みでどういったことができるのかという        |
|---------|-------------------------------------|
|         | ことを検討するとともに、将来的な対応も含めて検討している。       |
| <b></b> |                                     |
| 委員      | いつ何時大雪になるかわからないものだと思うが、除雪について       |
| ,,,     | は、人員配置や機械の保管も含めどのような手当てがあるのか。       |
| 県       | 地域生活を支えるという意味でも除雪は重要であるという認識        |
|         | でいる。少雪時における人員配置や機械部分の手当等について検討      |
|         | 中である。                               |
|         | 地域生活を支える上での除雪業務の体制を確保するためには、総       |
|         | 合的な対策が必要となることから、その一環として今回総合評価の      |
|         | 加点という対策を取らせてもらった。                   |
|         | また、待機料については、人的な部分について12月末から2月       |
|         | 末までの期間、連絡員を常時待機させる1人分の人件費をみてい       |
|         | る。                                  |
|         | 一方、機械の待機は県から貸与している機械の保管料や保険料に       |
|         | ついては除雪の契約期間中みており、業者で確保している機械の待      |
|         | 機については、現状では稼働している部分のみ稼働料として支払っ      |
|         | ているが、稼働していない期間についても拘束しているわけなの       |
|         | で、保険料等の経費について検討している。                |
|         | 今の枠組みでできるところを総動員して、少雪時の対応につい        |
|         | て、過去のデータや他県の状況を踏まえつつ検討していきたい。       |
| 委員      | 市町村の話になるが、昨年度の冬の1月31日までの除雪費3億       |
|         | 9,000万円に対し、今年の同時期では2,000万円しか支払われていな |
|         | い状況があるそうだ。                          |
|         | 業者の資金繰りが困るのはもちろんだが、市町村内にお金が回ら       |
|         | ないことで地域経済にも影響が及ぶのではないか。             |
|         | 県内の道路で壊れているような箇所も多くあるかと思うので、そ       |
|         | ういったところの維持補修等に予算を回してもらえれば地域経済       |
|         | を支えることになるのではないかと思う。                 |
| 委員      | 予定価格の公表時期については、事後公表をもっと増やす必要が       |
|         | あるのではないか。                           |
|         | 現状は、約半数程度が事前公表となっている。               |
|         | 事前公表になる場合として、緊急に対応する必要のある災害復旧       |
|         | 工事や主に見積もりを活用して積算している工事、また、3,000万    |
|         | 円未満の小規模工事などが挙げられる。                  |
|         | 事後公表を増やすための対応として、先ほどの中で、見積活用工       |
|         | 事について、見積単価を公表し、予定価格を事後公表とすることを      |
|         | 検討している。                             |
|         | N.L                                 |

| ·  |                                  |
|----|----------------------------------|
| 委員 | 国は低入札調査基準価格を引き上げたが、県では、前回の引き上    |
|    | げからも3年経過しており、引き上げが必要になっているのではな   |
|    | いか。                              |
| 県  | 前回の引き上げから3年経過しているということも十分承知し     |
|    | ている。引上げについては平成28年度に大きな見直しを実施し、   |
|    | その後は国の引き上げ状況を見ながら対応している。         |
|    | 更なる引上げについては国や他県の状況を見ながら検討を進め、    |
|    | 適宜対応していきたいと考えている。                |
| 委員 | 総合評価の評価項目の「災害復旧工事の実績の有無」について、    |
|    | 「災害復旧工事」の範囲を説明してほしい。             |
| (H | (《京木ウ瓜日ぶは2) ハル「上板乳《京佐田子市」 (木ウ) た |
| 県  | (災害査定番号が付く)公共土木施設災害復旧工事と(査定に先    |
|    | 立って行われる)応急本工事を対象とする予定。           |
|    | また、災害関連事業と災害復旧助成事業を対象とするが、災害防    |
|    | 除工事は対象外とする予定。                    |
| 委員 | 週休2日の取組みに実施証明書の発行を行っているということ     |
|    | だが、実績はどの程度か。                     |
|    | 週休2日を実施している現場の担当者が別の現場で仕事をして     |
|    | いる場合は対象となるのか。                    |
|    | また、現場が休みになったことは毎回届け出るのか。         |
| 県  | 週休2日の取組の今年度の実績は33件となっており、去年と比較   |
|    | すると着実に伸びている。                     |
|    | 週休2日の考え方は、対象となる現場で週休2日を実施している    |
|    | 場合を基準としているので、他の現場で仕事に従事しているかまで   |
|    | は確認していない。                        |
|    | なお、週休2日の考え方は、必ずしも土日に限らず工期の中で週    |
|    | 休2日相当の休みとなっていれば良く、その実施状況は、受注者と   |
|    | の打合せの中で把握している。                   |
| 委員 | 若い人たちの就労率も下がっているなかで、週休2日の確保は大    |
|    | 事な取組だと考えており、週休2日確保の取組みが広まればいいと   |
|    | 思う。ただし、1つの現場が休みでも他の現場に出ているのではあ   |
|    | まり意味がないかとも思い質問させてもらった。           |
| 委員 | 令和元年度に実施を始めた総合評価「若手女性技術者の配置」の    |
|    | 配点について補足願いたい。                    |
|    | 建設工事と業務委託それぞれに「若手女性技術者の配置」を評価    |
|    | する項目があり、建設工事と業務委託では配点が異なっている。    |
| 委員 | 災害時における応急対策業務に関する協定については、どのよう    |
|    | なスケジュールになっているのか。                 |
| 県  | 年度内に協定を締結し、4月1日から適用する予定で進んでい     |
|    | る。                               |
|    | ~ ~                              |

| 委員      | 昨年の評議委員会の中で、業務委託における低入札調査基準価格の引き上げたのいて検討いただけていいる説明があったが、この後 |
|---------|---|
|         | の引き上げについて検討いただけるという説明があったが、その後<br>の検討状況はどうなっているか。           |
|         | 00/1使引化化はと ソ な つ く V · る カ · 。                              |
| 県       | 業務委託についても先ほど申し上げた工事の低入札調査基準価                                |
|         | 格の引き上げと同様に、平成28年度に大きく見直しを行ったところ                             |
|         | である。  |
|         | 今般、改正品確法において業務委託が工事と同様に法的な対象と                               |
|         | 明確に規定されこと等を含め、基準の引上げができないか他県や国                              |
|         | の状況を踏まえ、本県の状況を検討させてもらっている。                                  |
|         | まだ結論は出ていないが、一定程度の引き上げは必要ではないか                               |
|         | と考えている。準備期間もある程度必要になってくるので、そうし                              |
| ~ 11    | た点も踏まえて結論はもうしばらくお待ちいただきたい。                                  |
| 委員      | 建設工事の予定価格の事後公表とくじ発生率について見てみる                                |
|         | と、令和元年度は事前公表の方がくじ発生率が低い。                                    |
|         | 事前公表だと予定価格が予めわかるため、それにより下限値には                               |
|         | りつく業者が多くなり、くじ引きも増えるものと予想されるが、このまたりはじるように表うている。              |
| ΙĦ      | のあたりはどうように考えているか。<br>建設工事の入札の場合は、入札参加者が下限にはりつくことは少          |
| 県       | 全   |
|         | 考える。  |
| <br>県   | 平成 29 年度、30 年度及び令和元年度においては、県の工事量が                           |
| <b></b> | 比較的確保できているため、パイを取り合うというよりは、業者は                              |
|         | 自分たちが参加したい競争に参加できていたものと考えられ、入札                              |
|         | そのものも適正な競争は確保できていたと捉えている。                                   |
| 委員      | 総合評価を積極的に実施していくのがくじ引き発生対策の1つ                                |
| 安貝      | 心も肝臓を積極的に実施していくのかくし折さ光生が来のエッになるのではないか。                      |
|         |   |
| 委員      | 条件付一般競争入札の試行の意図は。   |
|         |   |
| 県       | 現在も土木コンサルの設計金額 1,000 万円以上のものについて、                           |
|         | 各総合支庁で1~2件程度の試行を行っている。                                      |
|         | 本日提案した「建設関連のその他役務」の一般競争入札の導入に                               |
|         | 関しては、発注機関や地域による事情も異なることから、まずは試                              |
|         | 行により状況を把握し、そのうち統一的に実施できるものについ                               |
|         | て、全県的に導入していきたい。   |
| 委員      | 指名競争の入札参加者と一般競争の入札参加者の比較があるが、                               |
|         | 指名競争では、何名指名しているのか。  |
|         | また、一般競争入札の試行状況では、県外業者がかなり多くなっ                               |
|         | ているが、このあたりはどのように考えているのか。                                    |

| 県  | 試行した業務は設計金額が 1,000 万円以上であり、指名する場合 |
|----|-----------------------------------|
|    | は12者程度としている。                      |
|    | 通常の指名競争入札で 1,000 万円以上の設計業務を執行する際  |
|    | には、実績等から県外業者の指名が多くなる。             |
|    | そのため、今回の試行においても同様に、実績等の入札条件から     |
|    | 県外業者の参加が多くなっているものと捉えている。          |
|    | 一方で、一般競争であれば指名競争入札と異なり、県内企業も条     |
|    | 件さえ満たせば入札に参加できる状況が生まれている。         |
| 委員 | 一般的に一般競争入札で実施すると県外業者が参入してくるイ      |
|    | メージがあるが、指名競争入札では、もともと県外業者が多いため、   |
|    | 一般競争入札にすることで県内業者が参加できる機会が多くなる     |
|    | ということか。                           |
| 県  | そのとおり。                            |
|    |                                   |

# (2)物品·役務関連

「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の取組について 【資料4】

| 県 金額ベースだと物品が 97.2%、印刷物が 100%、業務委割  |                         |
|--|-------------------------|
| 98.7%になる。<br>物品等は工事と違い地元で請け負えるものもかなりある一方。<br>のによっては県外業者しか受注できないようなものもある。その<br>で、公共調達の1つの目標である地域経済の活性化ということを<br>えると、地元調達率 95%という目標を継続していきたいと考え<br>いる。 | る一方、も<br>る。その中<br>うことを考 |

# (3) その他 特になし

| 委員 | ただいま、事務局から建設工事関係と物品・役務関係の説明があったが、本日の審議を踏まえ、制度等の微調整については事務局に<br>御一任いただき、今回の提案について承認することで異議ありませんか。 |
|----|--|
| 委員 | 異議なし。  |
| 委員 | 事務局は本日の各委員からの意見を参考に、今後の作業を進めて<br>ください。   |

以上